

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月（令和 5 年 3 月一部改訂）」）及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和 7 年 4 月）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和 7 年 5 月 19 日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

（1）業務名・業務場所

業務名 : 繰河砂委第 3004 号 堤川水系治水計画検討業務委託
業務場所 : 青森県青森市松原一丁目地内

（2）業務目的

堤川水系河川整備計画は当面の整備目標の期間を概ね 20 年として平成 17 年 1 月に策定されている。しかし、現在建設中の駒込ダム等の整備に時間を要することから、整備期間の延長が必要な状況にある。

本業務では、整備計画の見直しにあたって、気候変動を考慮した外力に対する現行整備計画施設の評価、正常流量及び河川環境に関する時点更新を行い、堤川水系河川整備計画（変更）を作成するための基礎資料とするものである。

（3）主たる業務内容

治水計画検討 N=1 式

- ・気候変動を考慮した治水計画の検討
- ・正常流量の照査
- ・河川環境に関する検討

2. 業務量の目安

本業務の業務量は、34,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

3. 履行期限

契約締結日の翌日（令和 7 年 7 月中旬予定）～令和 8 年 3 月 25 日

4. 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- 7) 指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。
- 8) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 技術力評価：企業評価

同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等

- (2) 技術力評価：技術者評価

保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価

保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他

業務理解度・実施手順

- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループ

担当：外川^{そとかわ}、三浦^{みうら}、高橋^{たかはし}、山上^{やまがみ}、成田^{なりた}

T E L : 017 (734) 9664 (直通)

F A X : 017 (734) 8191

e-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年5月19日から令和7年5月29日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

- (3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和7年5月29日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課 ダムグループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和7年6月25日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課 ダムグループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。

ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7. (1)に同じ。

- (5) 詳細は、説明書による。